

令和6年9月3日

学 生 各 位

学生課学生・図書係

令和6年度授業料免除（後期）の申請について（通知）

標記のことについて、下記のとおり申請を受け付けますので、希望者は学生課学生・図書係に申し出てください。

記

1. 制度

①高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

令和6年度本科4・5年生及び専攻科1・2年生

（本科4・5年及び専攻科1・2年次に、休学理由以外で留年したことのある学生は除く。）

※学力基準と家計基準に該当する者が対象となります。

②国立高等専門学校機構における授業料免除（災害等の特別な事由による場合）

次の(1)又は(2)に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

(1) 免除算定基準日（原則として、前期の授業料にあっては4月1日、後期の授業料にあっては10月1日をいう。）前6月以内（入学した日の属する期分の授業料を免除する場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) (1)に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

③国立高等専門学校機構における授業料免除（その他特別な事由による場合）

対象学生のうち、経済的に授業料の納付が困難である者であって、次の(1)～(4)のいずれかに該当し、学校の選考機関の議を経て、校長が、授業料の免除を許可する者

(1) 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により著しい家計の急変があった者

(2) 在学した期間が通算して36月を超える等、就学支援金の受給資格のない学科の第3学年以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者

(3) 就学支援金の受給資格がある学科の第3学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者

(4) その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

2. 申請受付期間

令和6年10月4日（金）まで（受付時間：土・日・祝日を除く 8:30～17:00）

3. その他注意事項

① 本科3年生までの就学支援金とは異なり、免除希望者は自ら申請する必要があります。

② 受付期間以外は申請を受け付けません。免除希望者は、必ず期間内に申請書を提出してください。

③ 不明な点は、学生・図書係（TEL 0897-37-7814）までお問い合わせください。